

文書料金・実費料金の改定（令和7年7月1日～）

当院をはじめとした兵庫県立病院では、物価上昇や文書の複雑化などを受けまして、やむを得ず、令和7年7月1日以降受付分より、下記のとおり料金を改定いたします。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

料金の名称及び金額（令和7年7月1日～）

項 目	料 金（税込）
自動車損害賠償保障法の適用に係るもの及び 人の生命又は身体に関する任意保険に係るもの	6,600円
診断書 （例：精神保健福祉手帳・障害基礎年金・自立支援医療・ 院内様式診断書・公安委員会提出用診断書・ 主治医意見書 等）	5,280円
諸証明書（医師の判断を要するもの） （例：傷病証明書 等）	3,960円
諸証明書（医師の判断を要しないもの） （例：所得税の医療費控除のための証明書、 入院・通院期間証明書 等）	2,200円
家族相談料・ 保険会社の面談料	6,050円

※「兵庫県病院事業の設置等に関する条例」・「兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程」の改定のうち当院に係る項目のみ抜粋